

医療法人社団福聚会 介護老人保健施設「福聚苑老人保健施設」 運 営 規 定

第1条 この運営規定は、医療法人社団福聚会の開設する介護老人保健施設「福聚苑老人保健施設」が介護保険法に基づく介護保険施設サービス、及び指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第8章及び第10章に定める規定並びに「指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(1) 施設サービス事業

介護保険指定番号(1252280014号)

(2) 指定短期入所療養介護事業・指定介護予防短期入所療養介護事業

介護保険指定番号(1252280014号)

(3) 指定通所リハビリテーション事業・指定介護予防通所リハビリテーション事業

介護保険指定番号(1252280014号)

(事業の目的)

第2条 看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、レクリエーションその他必要な医療と日常生活上のお世話などを、施設サービス・指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの5種類のサービスの提供を通して、利用者の心身の機能の維持回復を図り、能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、また利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることで、家庭での生活に戻ることができるように、もしくは家庭での生活が継続できるように支援する。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション

当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(3) 指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護

当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上

の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（従業者の職種、員数、職務の内容）

第4条 本施設の職員の職種、員数、職務の内容は次のとおりとする。

＜全事業共通の職種、員数、職務＞

（名）

施設サービス・指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション			
N o.	職種		職務の内容
1	管理者（施設長）	1	施設の総合的管理
2	事務職員	必要数	総務・経理
3	調理員	業務委託	提供する食事の調理

＜各事業別の職種、員数、職務＞

（名）

N o.	職種	施設サービス 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護	指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション	職務の内容
4	医師	1以上	1以上	利用者の健康管理
5	薬剤師	0.4以上		調剤
6	看護職員	9以上	1.2以上	利用者の健康管理
7	介護職員	25以上	4以上	利用者の介護・レクリエーション
8	理学療法士 作業療法士	3以上	1.5以上	機能訓練指導

9	支援相談員	3以上	0.3以上	利用者ご家族への相談援助 (介護支援専門員兼務)
1 0	管理栄養士 栄養士	1以上		利用者の栄養マネジメント 等の栄養管理、食事相談
1 1	介護支援専門員	1以上		利用者のケアプラン策定 (支援相談員が兼務)

(利用定員)

第5条 各事業の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 入所（指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護を含む）
1日の利用者 100名
- (2) 指定短期入所療養介護事業・指定介護予防短期入所療養介護事業
利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数
- (3) 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション
同一時間の利用者 30名

(指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第6条 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始(12月30日～1月3日)は休日とする。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後4時00分まで。(送迎時間除く)
ただし、利用者の希望がある場合にはこの限りではない。

(指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの通常の事業の実施地域)

第7条 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- (1) 野田市（旧関宿地区）

(指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護の通常の送迎の実施地域)

第8条 指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護の通常の送迎の実施地域は次のとおりとする。

- (1) 野田市（旧関宿地区）

(指定通所リハビリテーションの緊急時等における対応方法)

第9条 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション利用時に利用者に体調不良がある場合には、その主治の医師又は協力医療機関と協力のうえ対応する。

(サービスに関する内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 サービスを提供するにあたっては、利用者又はその家族に対し提供するサービスに関する運

営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、またサービス計画が利用者の希望を基礎に作成されるものであること等につき説明を行い、同意と理解を得たうえで提供する。

(受給資格等の確認)

第11条 サービス提供を求められた場合には、利用者の提示する被保険者証によって、資格と要介護・要支援認定の有無及び有効期間を確認する。又、H27年8月以降は介護保険負担割合証によって負担割合を確認する。

(入退所)

第12条 当施設の入退所については次のとおりとする。

- (1) 介護保険法令の趣旨に従い看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等が必要な要介護者を対象とし、入所の必要性を検討したうえで、施設サービスを提供する。
- (2) 正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。ただし療養室に空きがない場合、入院治療の必要がある場合、その他利用者に対し自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、施設サービスを提供しない。その場合適切な病院又は診療所もしくは他の施設を紹介するよう等の適切な措置を講ずる。
- (3) 居宅における生活への復帰の可能性について、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員、理学療法士等により定期的又は適宜検討し、それが見込まれる場合には利用者及び家族への説明、介護方法等に関する適切な指導、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図る等の退所に向けた必要な援助を行う。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 要介護認定等を受けていない利用申込者については、申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう、必要な援助を行う。また要介護認定等の更新申請について、有効期限の満了日の一月前には行われるよう、必要な援助を行う。

(健康手帳への記載)

第14条 提供したサービスに関しては、その記録を利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに記載する。

(利用料その他の費用の額)

第15条 利用料その他の費用の額については次のとおりとする。

(1) 各サービス共通事項

① サービス利用料

法定代理受領サービスとして提供される、施設サービス、指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの各サービスについての利用者負担として、サービス提供にかかる費用の額のうち、原則

として1割(H27年8月以降は介護保険負担割合証に記入されている割合)の支払を受ける。その際施設サービス費に関しては食事の提供に要する費用の額を除いた額の1割(H27年8月以降は介護保険負担割合証に記入されている割合)の支払を受ける。ただし保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合の支払を受ける。また法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、サービスの内容、当該利用料の額、その他必要事項を記載した各指定サービス提供証明書を利用者に交付する。

なお、その他の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(2) 施設サービス

- ① 食費 1,750円/日
施設で提供する食事をお取りいただいた場合に支払を受ける。
※ 国の定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(利用者負担説明書)をご覧ください。
※ 外出等で食事を摂られなかった場合は、下記の金額を控除致します。
朝食 450円 昼食 650円 夕食 650円
- ② おやつ代 60円/日
施設で提供するおやつをお取りいただいた場合に支払を受ける。
- ③ 居住費(滞在費) 437円/日
居室をご利用いただいた場合に支払いを受ける。
※国の定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(利用者負担説明書)をご覧ください。
- ④ 特別室利用料(二人部屋) 1,000円/日
2人部屋のご利用を希望される場合に支払を受ける。なを、2人部屋をご利用の場合、外泊時にも室料の支払を受けることとする。
- ⑤ 理美容代 1,900円/回
理美容をご利用の場合に支払を受ける。
- ⑥ テレビ使用料 150円/日
テレビのご利用を希望される場合に支払を受ける。
- ⑦ 日用品費 200円/日
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合に支払を受ける。
- ⑧ 教養娯楽費 100円/日
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合に支払を受ける。
- ⑨ 洗濯代 535円/袋
私物の洗濯を施設に依頼される場合に支払を受ける。但し、週2回以上ご利用の場合は、週3回目以降は無料とする。
- ⑩ タオルレンタル代 150円/日

感染症予防の一環として、バスタオル、タオル等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合に支払いを受ける。

- ⑪ 持ち込みの電化製品の電気代 50 円／月
携帯電話等の電化製品を持ち込んだ際の充電等で使用した場合に支払いを受ける

(3) 指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護

- ① 食費 1,750 円／日
施設で提供する食事をお取りいただいた場合に支払を受ける。
※国の定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。
※ 外出等で食事を摂られなかった場合は、下記の金額を控除致します。
朝食 450 円 昼食 650 円 夕食 650 円
- ② おやつ代 60 円／日
施設で提供するおやつをお取りいただいた場合に支払を受ける。
- ③ 居住費（滞在費） 437 円／日
居室をご利用いただいた場合に支払いを受ける。
※国の定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。
- ④ 特別室利用料（二人部屋） 1,000 円／日
2 人部屋のご利用を希望される場合に支払を受ける。なを、2 人部屋をご利用の場合、外泊時にも室料の支払を受けることとする。
- ⑤ 理美容代 1,900 円／回
理美容をご利用の場合に支払を受ける。
- ⑥ テレビ使用料 150 円／日
テレビのご利用を希望される場合に支払を受ける。
- ⑦ 日用品費 200 円／日
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合に支払を受ける。
- ⑧ 教養娯楽費 100 円／日
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合に支払を受ける。
- ⑨ 洗濯代 535 円／袋
私物の洗濯を施設に依頼される場合に支払を受ける。但し、週2回以上ご利用の場合は、週3回目以降は無料とする。
- ⑩ タオルレンタル代 150 円／日
感染症予防の一環として、バスタオル、タオル等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合に支払いを受ける。
- ⑪ 持ち込みの電化製品の電気代 50 円／月
携帯電話等の電化製品を持ち込んだ際の充電等で使用した場合に支払いを受ける

(4) 指定通所リハビリテーション・指定介護予防所リハビリテーション

- | | |
|---|---------|
| ① 食費 | 650 円／食 |
| 施設で提供する食事をお取りいただいた場合に支払を受ける。 | |
| ② おやつ代 | 60 円／日 |
| 施設で提供するおやつをお取りいただいた場合に支払を受ける。 | |
| ③ 日用娯楽費 | 100 円／回 |
| レクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト費、石鹸、シャンプー、ティシュペーパー、おしぼり等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合に支払を受ける。 | |
| ④ 紙おむつ (リハビリパンツ) | 250 円／枚 |
| ⑤ 紙おむつ (パンツタイプ) | 200 円／枚 |
| ⑥ 紙おむつ (パットタイプ) | 50 円／枚 |
| 利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合に支払を受ける。 | |

(サービス計画の作成)

第16条 サービス計画の作成においては、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画策定については本施設の介護支援専門員が、指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護と指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションについては計画策定担当の従業者が、利用者やその家族又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員との話し合いにより利用者の心身状況や家庭環境等の必要な情報を把握し、利用者が自立した日常生活若しくは家庭での生活を可能とするために援や解決すべき課題を把握する。
- (2) 把握した利用者の課題やその家族の希望、並びに主治の医師の治療方針に基づき、サービス提供に当たる従業者による検討を踏まえ、サービスの目標及び達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載したサービス計画の原案を作成し、利用者又はその家族へ説明して同意を得られるようにする。
- (3) 計画担当介護支援専門員もしくは計画策定担当の従業者は、計画の作成後においてもサービスの提供に当たる従業者との連絡を継続的に行い、サービス計画の実施状況を把握するとともに、必要に応じてサービス計画の変更を行う。その際各サービスの提供に当たる医師、理学療法士、看護・介護職員、栄養士等の従業者により、各利用者毎に実施状況を評価した上で、新たなサービス目標の設定とそれに基づく計画の検討を行う。なお、効果的なサービスの提供を行うため、サービス提供に当たる従業者が各々に把握した利用者に係る情報をお互いに共有し、相互に連携を図りながら各種サービスを提供する。

(サービスの取扱方針)

第17条 サービスの取扱方針については、次のとおりとする。

- (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行う。

- (2) 施設サービス、指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションのサービスは、各サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (3) 各サービスの従業者は、そのサービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (4) 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- ※ 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (5) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (6) 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。
- (7) 本施設は、自ら提供する各サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（診療の方針）

第18条 診療の方針については、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設の医師は、常に利用者の病状や心身の状態、日常生活及びその置かれている環境の適確な把握に努め、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう、利用者又はその家族に対し適切な指導を行う。また、利用者に必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行う。
- (2) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほかは行わない。また別に厚生大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しない。
- (3) 利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じる。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 利用者の病状から当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた場合は、協力病院その他の病院又は診療所への入院のための措置を講じたり、又は往診や通院により他の医師の対診を求める等により利用者の診療について適切な措置を講じる。また利用者の病状が急変した場合などのように入院による治療を必要とする場合には、協力病院等の病院へ速やかに入院させる。

(機能訓練)

第20条 利用者に対する機能訓練については、医師、理学療法士若しくは作業療法士、言語療法士の指導のもとに、訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練を週2回以上計画的に行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護については、次のとおりとする。

- (1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって、入浴、排泄援助、離床、着替え、整容その他日常生活上のお世話を適切に行う。
- (2) 入浴の実施に当たっては、利用者の自立支援に資するよう、その心身の状況を踏まえ、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施し、心身の状況から入浴が困難である場合には、清拭を実施するなどにより身体の清潔保持に努める。
- (3) 排泄に係る介護に当たっては、利用者の心身の状況や排泄状況などをもとに、トイレ誘導や利用者の自立支援に配慮した排泄介助など適切な方法により実施する。なお、おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつ交換を実施する。
- (4) 本施設は、利用者に対して、利用者の負担により、本施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせることをしない。

(食事の提供)

第22条 食事の提供については次のとおりとする。

- (1) 利用者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行う。また、施設サービス利用者については、栄養マネジメントにより栄養状態の管理を行う。
- (2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにする。
- (3) 利用者の食事に対して適切な衛生管理を行う。
- (4) 食事時間は朝食午前8時、昼食午後12時、夕食を午後6時とする。

(相談及び援助)

第23条 利用者及び家族の処遇上の相談については、主治の医師、本施設の介護支援専門員、他の

居宅介護支援事業者、本施設のサービス提供に当たる従業者、他のサービス提供事業者、市区町村等から、利用者の心身状況や家庭環境等の必要な情報を把握するなどしたうえで、適切な助言、援助を行う。

(レクリエーション)

第24条 季節の行事やイベント食の提供、年間を通してクラブ活動等の各種レクリエーションを活発に実施して、出来る限り家庭に近い余暇生活を提供する。その実施に際しては、本人や家族の要望を把握して、家族とともに楽しめるメニューを提供できるよう努める。

(家族との連携)

第25条 サービス提供に際しては、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流の機会を確保するよう努める。

(秘密保持)

第26条 秘密保持については、次のとおりとする。

- (1) 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。
- (2) 居宅介護支援事業者等に対して、利用者の個人情報を提供する場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
- (3) 提供するサービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表会等において情報を提供する場合には、利用者及びその家族から予め同意を得たうえで、利用者個人を特定できないように配慮して行う。

(苦情処理)

第27条 苦情処理については次のとおりとする。

- (1) 提供したサービス等に対する利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対応する。サービスを提供するに当たっては、あらかじめ相談に関する窓口、苦情処理の体制及び手順等について文書を交付して説明を行い、また施設に掲示する。
- (2) 苦情があった場合には、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じる。
- (3) 提供したサービスに関し市町村が行う調査に協力し、指導・助言があった場合はそれに従って必要な改善を行う。
- (4) 提供したサービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。
- (5) サービスに対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、提供したサービスに関して国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

- (6) 苦情があった場合の具体的な処理手続き及び窓口、担当者等については別紙苦情管理規定に示すとおりである。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第28条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(入所生活のルール、施設利用上の留意事項)

- 第29条 入所生活のルール、施設利用上の留意事項については、次のとおりとする。
- (1) サービスを提供するに当たりあらかじめ文書を交付して説明を行い、また施設に掲示する。
 - (2) 本施設利用時における、利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止とする。
 - (3) 利用者に対する面会時間は原則として午前9時から午後8時までとする。
 - (4) 利用者の外出、外泊については、あらかじめ所定の用紙により申し出て、本施設の許可を得て行う。
 - (5) 原則として飲酒、喫煙とも禁止とする。
 - (6) 施設の設備、備品の利用については、あらかじめ従業者が説明する内容に従うものとする。なお、故意によりこれらに損害を与えた場合には、弁償するものとする。
 - (7) 所持品、備品等の持ち込みは、原則としてあらかじめ従業者が説明する範囲のものとする。
 - (8) 金銭、貴重品については、原則として持ち込みを禁ずる。なお、許可なく持ち込み、紛失、盗難等があった場合には、本施設には責任がないものとする。
 - (9) 宗教活動については、他の利用者に影響のある場合、本施設による適切なサービスの提供を妨げる場合には、これを禁ずる。

(市町村及び地域との連携)

- 第30条 施設の運営にあたっては、施設が地域に開かれたものとするためにも、地域の実状を踏まえたうえで行うものとし、市町村、地域住民、ボランティア等と連携及び協力して適切なサービス提供に努める。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第31条 利用者に関する市町村への通知については、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる時。
- (2) 偽りその他不正の行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設の管理、管理者の責務)

第32条 施設の管理、管理者の責務については、次のとおりとする。

- (1) 本施設の管理は、千葉県により承認された者が行う。
管理者名 施設長 西川 俊郎
- (2) 管理者は本施設で運営する施設サービス事業、指定短期入所療養介護事業・指定介護予防短期入所療養介護事業、指定通所リハビリテーション事業・指定介護予防通所リハビリテーションに関する従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。なお管理者は、従業者に運営規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(職員の服務規律)

第33条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第34条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第35条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団福聚会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第36条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(勤務体制の確保)

第37条 勤務体制の確保については、次のとおりとする。

- (1) 各サービスが適切に行われるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。
- (2) 各サービスは本施設の従業者により提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(2) 本施設は従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第38条 利用定員を超えたサービス提供は行わない。ただし、入所定員について災害やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理)

第39条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(協力病院、協力歯科医療機関)

第40条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

② 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

③ 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、県知事に届け出るものとする。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定

医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。

6 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

7 協力病院と協力歯科医療機関については、次のとおりとする。

(1) 東葛飾病院（併設医療機関）

千葉県野田市中戸 13 番地

(2) 大利根歯科医院

千葉県野田市木間ヶ瀬高倉 163-5

(重要事項の揭示)

第 4 1 条 本施設内及びホームページに、運営規定の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示するものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 4 2 条 本施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に本施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。また居宅介護支援事業者又はその従業者から、本施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(会計区分)

第 4 3 条 会計区分については次のとおり事業毎に区分する。

(1) 施設サービス事業

(2) 指定短期入所療養介護事業・指定介護予防短期入所療養介護事業

(3) 指定通所リハビリテーション事業・指定介護予防通所リハビリテーション事業

(記録整備)

第 4 4 条 記録整備については次のとおりとする。

(1) 従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

(2) 利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しておくものとする。

(3) 利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じる。ただし利用者の家族や、利用者の代理人等のその他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じるものとする。

(非常災害対策)

第 4 5 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第46条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

- 第47条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第48条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士等、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、介護保健施設サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 7 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内及びホームページに掲示する。
- 8 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 9 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団福聚会福聚苑老人保健施設の役員会において定めるものとする。

(附則)

- この規定は、平成19年10月 1日から施行する。
- この規定は、平成23年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成25年11月 1日から施行する。
- この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 元年 8月 1日から施行する。
- この規定は、令和 元年10月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年10月 1日から施行する。
- この規定は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。